

第5章 中野区バリアフリー基本構想の推進に向けた今後の取組

5-1 届出制度による計画の調整

(1) 届出制度*の概要

駅や駅前広場等の交通結節点では、施設管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要です。

このため、バリアフリー法*では、施設間の移動の連続性を担保することを目的として、移動等円滑化促進地区*内の旅客施設と道路の境目等において改修等を行う場合、当該行為に着手する30日前までに区市町村に届け出ることを義務づけています。中野区は、届出のあった行為がバリアフリー*化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することがあります。

図 5-1 届出制度の流れ

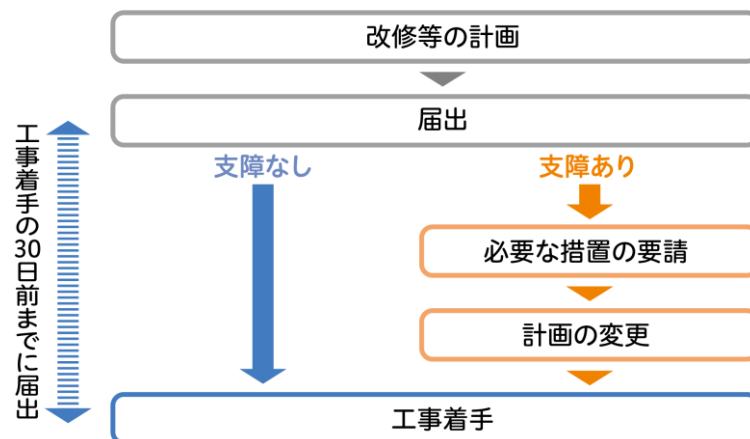
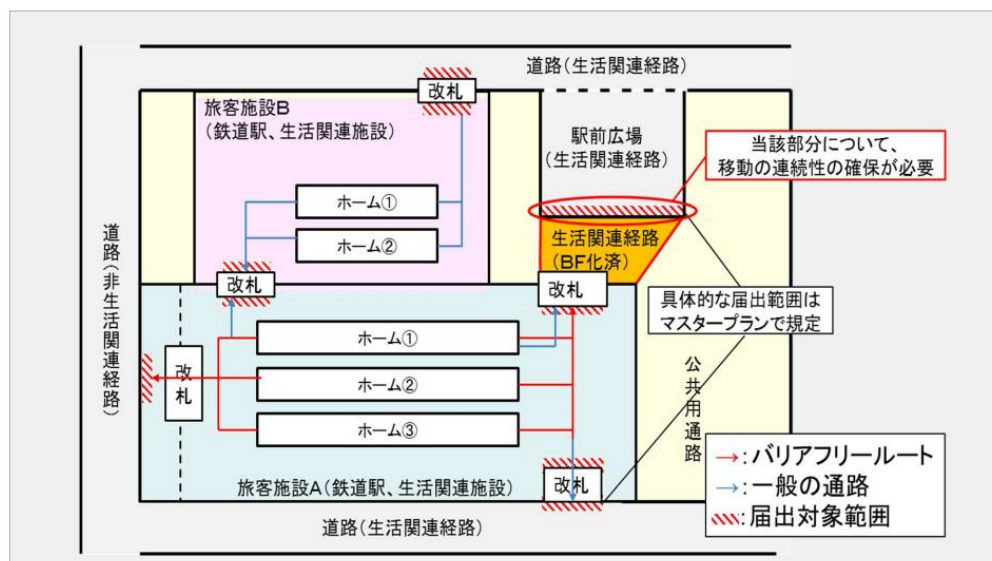


図 5-2 届出対象のイメージ



(2) 届出制度*の対象の指定

バリアフリー法施行令にて定められている届出を要する対象範囲は、以下のとおりです。

- ・他の生活関連旅客施設との間の出入口
- ・生活関連経路を構成する道路法による道路または区市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- ・バリアフリールートの出入口

上記を基に届出制度の対象となる主な旅客施設及び道路は、下表に示すとおりです。

表 5-1 主な旅客施設及び道路

地区名	対象旅客施設	道路	届出の範囲
方南町地区	—		
中野富士見町地区	中野富士見町駅	区道主幹 2 号 (本郷通り)	駅と道路との 接続部分
中野新橋地区	中野新橋駅	区道主幹1号 (新橋通り)	駅と道路との 接続部分
		区道 14-260	駅と道路との 接続部分
新中野地区	新中野駅	都道 5 号新宿青梅線 (青梅街道)	駅と道路との 接続部分
中野坂上地区	中野坂上駅	都道 5 号新宿青梅線 (青梅街道)	駅と道路との 接続部分
		都道 317 号環状 6 号線 (山手通り)	駅と道路との 接続部分
中野地区	中野駅	〈都〉交通広場 5 (中野駅北口広場)	駅と交通広場との 接続部分
		〈都〉補 233(付属広場)	駅と広場との 接続部分
		〈都〉中区街5(交通広場)	駅と交通広場との 接続部分
		〈都〉交通広場 7 (中野駅西口広場)	駅と広場との 接続部分
東中野・落合地区	JR 東中野駅	〈都〉駅付近広場 駅広場1 (東中野駅付近)	駅と駅付近広場との 接続部分
		区道 26-240(西口、東口)	駅と道路との 接続部分
		区道 26-190(西口)	駅と道路との 接続部分
		区道主幹 3 号(東口)	駅と道路との 接続部分
	都営東中野駅	都道 317 号環状 6 号線 (山手通り)	駅と道路との 接続部分
		区道 26-240	駅と道路との 接続部分
	落合駅	都道 317 号環状 6 号線 (山手通り)	駅と道路との 接続部分
		都道 25 号飯田橋石神井新座線 (早稲田通り)	駅と道路との 接続部分

(次ページに続く)

地区名	対象旅客施設	道路	届出の範囲
新井薬師前地区	新井薬師前駅	区道主幹 5 号 〈都〉中区街 3(付属広場)	駅と交通広場との 接続部分
沼袋地区	沼袋駅	区道主幹10号 〈都〉中区街 4(付属広場)	駅と交通広場との 接続部分
新江古田地区	新江古田駅	都道 8 号千代田練馬田無線 (目白通り)	駅と道路との 接続部分
野方地区	野方駅	区道 42-90	駅と道路との 接続部分
		区道 42-100	駅と道路との 接続部分
都立家政地区	都立家政駅	区道 42-580	駅と道路との 接続部分
		区道 42-930	駅と道路との 接続部分
鷺宮地区	鷺ノ宮駅	都道 427 号瀬田貫井線 (中杉通り)	駅と道路との 接続部分
		区道 42-1000	駅と道路との 接続部分
		都河川管理用通路(妙正寺川)	駅と通路との 接続部分
富士見台地区	—		

5-2 特定事業の推進と進捗管理

(1)特定事業*の推進

特定事業を実施していくため、各事業者は本構想に従って特定事業計画*を策定し、事業を実施します。

なお、特定事業計画の立案にあたっては、利用者にとって最も使いやすい整備を実現するため、高齢者や障害者等から具体的な整備内容や配慮すべき事項等についての意見を聞き、反映させるように努めます。

(2)事業の進行管理

本構想の実効性を高め、効果的なバリアフリー*化を推進していくためには、事業の適切な進行管理を行う必要があります。

このため、事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を行う仕組みを整備します。

(3)事業の進捗に関する情報提供の実施

事業の進捗状況や実施された事業等を広く区民へ伝えるため、区の広報やホームページ等を活用し、区民への積極的な情報提供を実施します。

中野区バリアフリー基本構想の改定後は、本構想の内容を踏まえた各種事業の実施を推進します。また、公共交通事業者や障害者団体、中野区ユニバーサルデザイン評価・アドバイザー会議との連携を見通して、本構想の取組を調査、分析及び評価を行い、課題や改善すべき点を明らかにし必要に応じて本構想を見直していきます。

PLAN(計画)/策定

- ▶中野区移動等円滑化促進方針・基本構想の策定

DO(実行)

- ▶移動等円滑化促進方針の内容を踏まえた各種事業の実施
- ▶特定事業等の実施
- ▶届出制度の運用の実施

CHECK(評価)

- ▶各種事業実施の結果などについて、利用者等からの意見を踏まえた評価

PLAN(計画)/見直し

- ▶中野区移動等円滑化促進方針・基本構想の見直し

ACTION(改善)

- ▶移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する課題の整理・対応策の検討
- ▶特定事業に関する課題の整理・対応策の検討
- ▶移動等円滑化促進地区や重点整備地区の指定の再検討 など

中野区では、区有施設の整備にあたり、ユニバーサルデザイン*の視点を反映するため、「中野区ユニバーサルデザイン評価・アドバイザー会議」を設置しています。この会議では、施設整備の各段階（基本計画、設計前、竣工後）において、有識者から評価や改善提案を受け、施設整備や中野区区有施設のユニバーサルデザイン導入ガイドラインへの反映を検討します。

基本方針 → **基本計画** → **基本設計** → **実施設計** → **竣工・開設**

基本方針策定 → **基本計画策定** → **基本設計策定** → **実施設計策定** → **竣工・開設**

基本計画案検討 → **基本設計案検討** → **実施設計案検討**

計画案もしくは計画に意見反映検討 → **設計案もしくは設計に意見反映検討** → **意見反映検討**

評価会議 → **評価会議** → **評価会議**

ガイドラインに意見反映検討 → **ガイドラインに意見反映検討** → **事後現地確認**

中野区区有施設のユニバーサルデザイン導入ガイドライン